

第 19 回 裁判所と司法権・違憲審査権（1）

今回からの3回では、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能を概観するとともに、裁判所の組織と司法権の独立について検討します。裁判所は何をする機関なのか、裁判所にはどんな種類があるのか、裁判所が正常に機能するにはどのような状態が保たれていることが必要なのか——こういった問題について考えてみましょう。

1. 裁判所の組織・権能

- ・ 司法権（具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用）は、最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）によって行使される（76条1項）。
- ・ 通常の裁判所の系列から独立した特別裁判所は、設置できない（76条2項前段）。行政機関による裁判は、それが通常の裁判所に上訴できるのであれば、認められる（76条2項後段）。
- ・ 裁判所は、司法権のほか、法令や行政処分の憲法適合性を審査する権能をもつ（81条）。違憲審査権は、司法権の範囲内で行使できる。

2. 司法権の独立

- ・ 裁判が公正に行われ人権保障が確保されるためには、裁判官が外部から圧力や干渉を受けずに公正無私の立場で裁判をしなければならない。
- ・ 司法権の独立とは、司法権が立法権や行政権から独立すべきであることと、裁判にあたっては裁判官が各々独立して職権を行使すべきであることの2つを意味する。
- ・ 司法府の独立を担保するため、憲法は、最高裁判所に、規則制定権（77条）、下級裁判所の裁判官の指名権（80条1項）と司法行政監督権（裁判所法80条）を付与し、行政機関による懲戒を禁止している（78条後段）。
- ・ すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される（76条3項）。ここでいう良心とは、19条によってその自由が保障される個人的・主観的な意味での良心を指すのか、客観的な裁判官としての良心を指すのかについて、争いがある。

- ・ 裁判官の職権行使の独立を実効性のあるものにするには、裁判官の身分が保障されていなければならない。そこで、憲法は、裁判官が罷免される場合を限定し（64条、78条前段、79条2項・3項）、裁判官に相当額の報酬を保障している（79条6項、80条2項）。
- ・ 裁判官は、(1)「回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合」（裁判官分限法1条1項）と、(2)「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき」または「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」（裁判官弾劾法2条）のみ、罷免される。そのほか、最高裁判所の裁判官には、国民審査制度がある（79条2項、3項）。
- ・ 裁判官の懲戒は、裁判所により裁判手続で行われるが、懲戒で罷免されることはない（裁判官分限法2条）。
- ・ 下級裁判所の裁判官は、_____が指名し、_____が任命する（80条1項）。このうち、高等裁判所の長官については、_____が認証する（7条5号、裁判所法40条2項）。最高裁判所は、長官____人とその他の裁判官____人で構成される（79条1項、裁判所法5条3項）。最高裁判所長官は、_____が指名し、_____が任命する（6条2項）。最高裁判所のその他の裁判官は、_____が任命し（79条1項）、_____が認証する（7条5号）。
- ・ 下級裁判所の裁判官の任期は10年であり、その後については、80条1項が「再任されることができる」と規定している。

□ 大津事件

1891（明治24）年、滋賀県大津で、巡査の津田三蔵が訪日中のロシア帝国皇太子ニコライ（後のニコライ2世）に刺傷させた事件で、政府は、大国ロシアとの国交の悪化を恐れて、外交上の考慮から、日本の皇族に対する罪を適用して死刑判決を下すよう大審院（最高裁判所の前身）に働きかけたが、大審院長の児島惟謙は、刑法にいう皇太子には外国の皇太子は含まれないと主張し、自ら大津に赴き担当判事を説得した。その結果、普通謀殺未遂罪が適用され、津田は無期徒刑（無期懲役刑）を科された。

□ 平賀書簡事件

1969（昭和44）年、いわゆる長沼ナイキ訴訟に関連して、札幌地方裁判所の平賀健太所長が、事件を裁判長として担当していた福島重雄判事に対して、判断の一助にしてほしいとの前置きをして、国側の裁量判断を尊重して自衛隊の違憲判断を避け、執行停止の申立てを却下すべきである旨を示唆する内容の書簡を私信として送った。福島判事は、これを裁判への不当な干渉だと考え、この私信を公表した。

札幌地方裁判所の裁判官会議は、平賀所長の行為は明らかに裁判に対する干渉に当たるとして、所長を厳重注意処分に付した。また、最高裁判所は、所長を注意処分に付し、東京高等裁判所に転任させた。

今回は、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界について、検討します。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるとしても裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。